

仕様書：光徳公園他排水施設清掃作業

建設局南部土木みどり事務所

(担当：安達、森山 電話：075-691-3158)

1 業務名

光徳公園他排水施設清掃作業

2 業務の目的

公園内の排水施設（側溝、集水桝及び管渠）に土砂等が堆積し、排水不良となっているため、側溝清掃車等を用いて清掃することにより、排水機能を回復するものである。

3 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

- ① 光徳公園 京都市下京区中堂寺命婦町地内
- ② 石が坪公園 京都市下京区西七条西石が坪町地内
- ③ 内河原公園 京都市南区吉祥院中河原里西町地内

5 業務範囲

別紙「箇所図」及び「現況写真」参照

6 業務内容

(1) 公園内排水施設に堆積している土砂等（以下「汚泥」という。）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び関係法令に従い、側溝清掃車等により収集し、本市の指定する受入場所まで、許可された車両で適正に運搬するものである。

(2) 公園毎の対象排水施設は以下のとおり。

公園	対象排水施設
光徳	集水桝5箇所、横断溝1箇所、管渠φ150 L=4.5m
石が坪	側溝 L=22m（集水桝2箇所含む）、横断溝1箇所
内河原	集水桝2箇所、管渠φ200 L=13m

(3) 本業務における収集運搬により排出される汚泥の予定数量は以下のとおりである。ただし、数量は参考値であり、作業数量を拘束するものではない。

2.5 m³

(4) 受注者は、廃掃法等の関係法令を遵守し、収集運搬により発生する汚泥を、次表に示す施設に適正に運搬すること。

建設副産物	受入場所	備考
汚泥 (※1)	廃掃法第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区深草神明講谷町	・契約運搬距離 L=9.9km ・受注者は、受入場所への搬出のみを行い、処分は行わない。

(※1) 収集運搬において収集する汚泥。受入場所の詳細については、契約後、本市担当者から別途指示する。受託人は、本市担当者が指示する受入場所に搬出することとし、受入場所の変更は認めない。

2 汚泥の性状に変更があった場合には、その内容及び程度を、書面をもって速やかに報告すること。

(5) 業務完了時の提出書類は、完了届及び作業写真（各公園毎、着手前・作業時・完了時）とする。

7 特記事項

- (1) 本業務の受注者は、業務内容で定義する業務の全部又は一部を第三者に、下請けまたは委託してはならない。
- (2) 受注者は、廃掃法第14条第1項に規定する許可（ただし、産業廃棄物収集運搬業許可証（以下「収集運搬の許可証」という。）に記載されている「事業の範囲」に「汚泥」が含まれていなければならない。）を、本市または京都府から受けている必要があるが、その確認のために、契約に先立って、収集運搬の許可証の写し及び別紙「受託人記入欄」を記入したものを本市担当者に提出すること。
- (3) 本業務において、汚泥が適切に収集運搬されていることを証明するため、本市担当課が交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）に、必要事項を記入・押印したうえで、本市が指定する処分業者へ回付すること。また、排出事業者へ返却しなければならないもの（マニフェストB2票）については、本市担当者へ提出すること。
- (4) 本業務契約を解除した場合、収集運搬の完了していない汚泥については、本市担当者と協議の上、誠意ある対応を行うこと。
- (5) 本業務に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。
- (6) 汚泥は、適切に収集運搬しなければならない。また、その際、道路等を汚損した場合は、洗浄等の必要な処置をとらなければならない。
- (7) 業務中の安全管理は、受注者の責任において行うこと。
- (8) 業務中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

8 支払条件

業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

令和 年 月 日

受託人記入欄

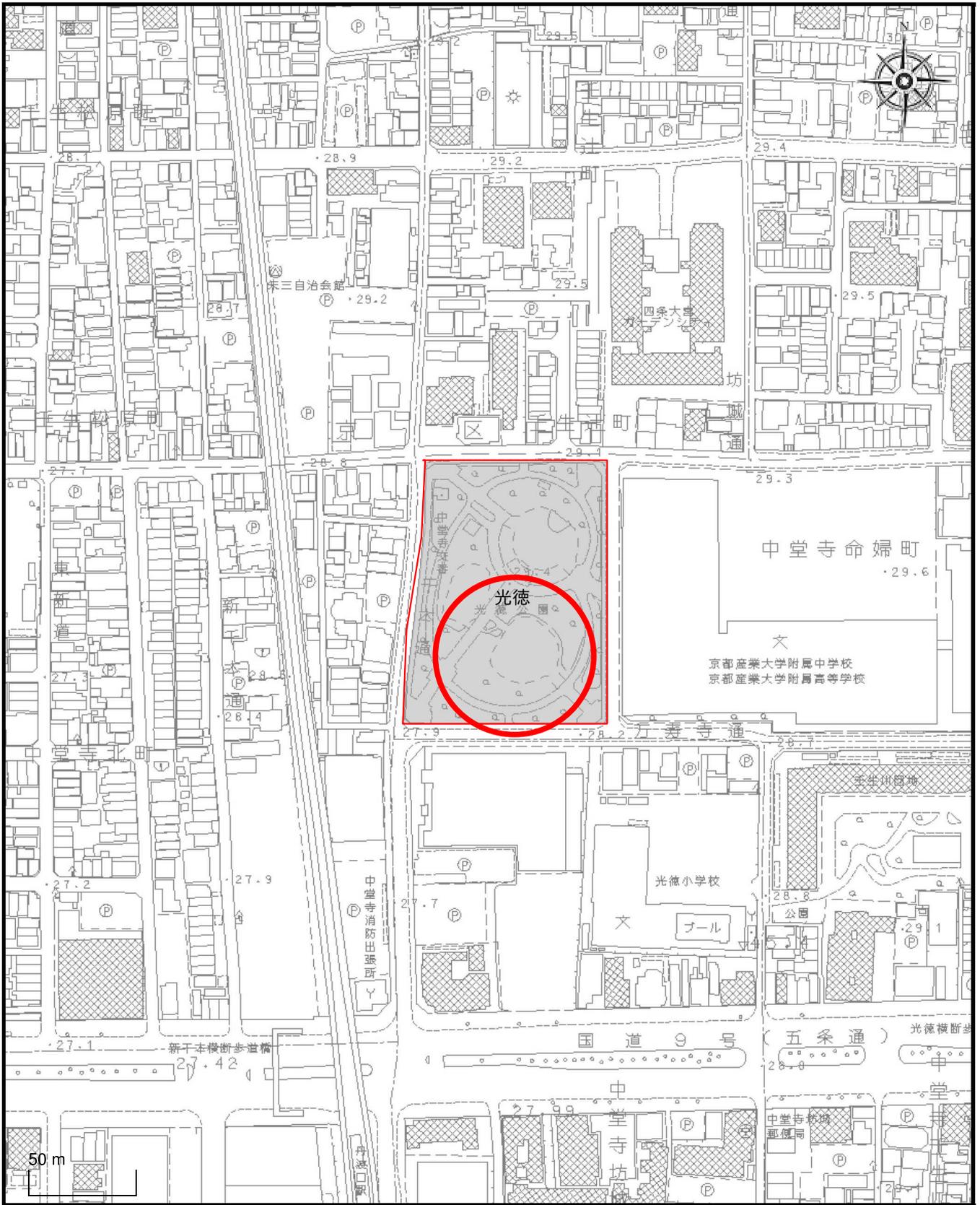
受託人の産業廃棄物の収集運搬に関する項目について、下記の欄に記入すること。

受託人の許可の事業範囲 (事業の区分)	
当該契約にかかる産業廃棄物の積替え又は保管	<input type="checkbox"/> 積替え又は保管を行う <input type="checkbox"/> 積替え又は保管を行わない
積替え又は保管を行う場合、積替え又は保管場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限	

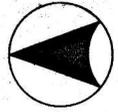
- ※ 受託人は、この事業の範囲を証するものとして、収集運搬の許可証の写しを本市担当者に提出すること。
- なお、許可事項に変更があったときは、受託人は速やかにその旨を本市担当者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを本市担当者に提出すること。

箇所図

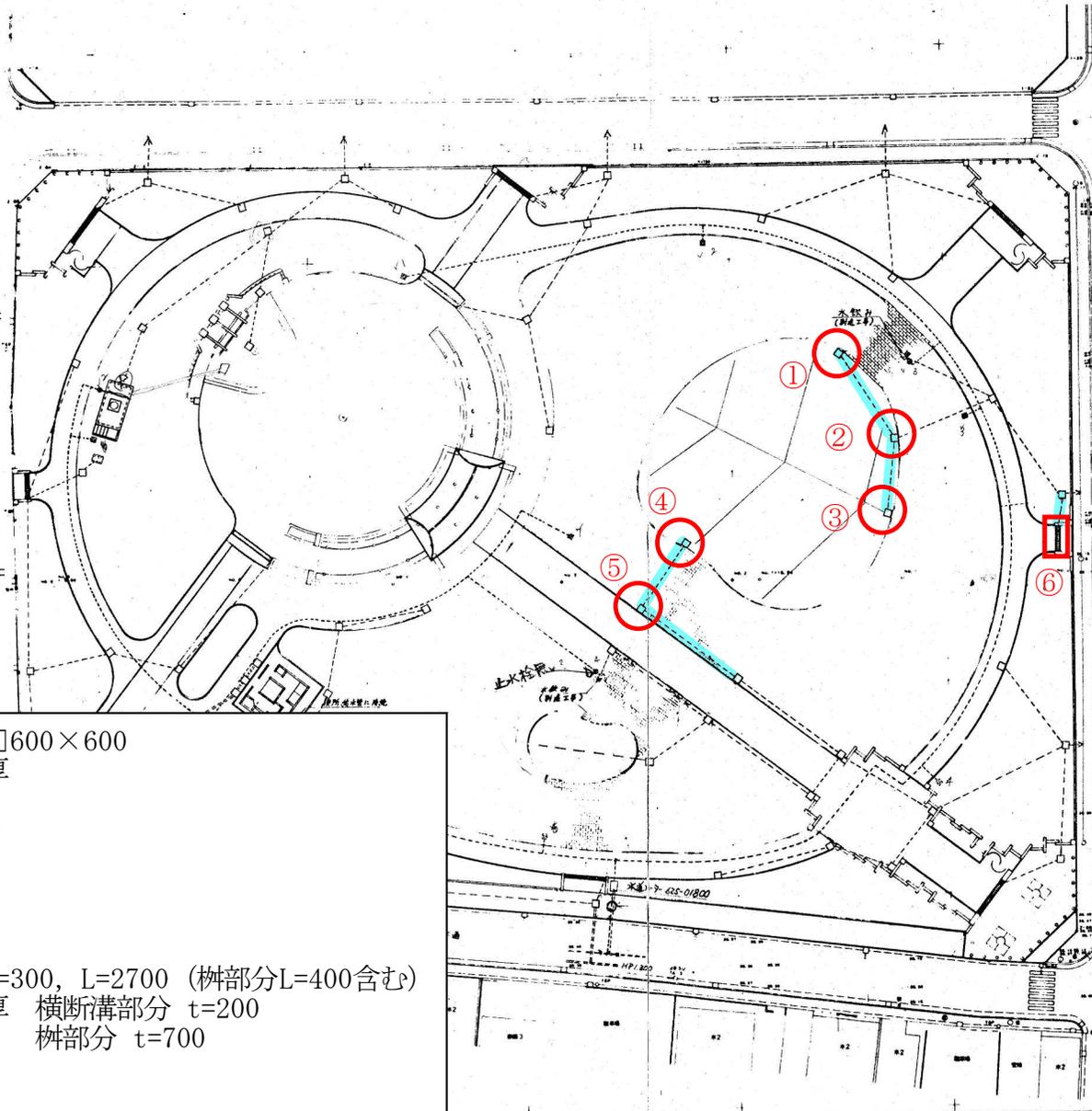
光徳公園



光徳公園



0 5 10 15m
S = 1:400



- 集水枿 □ 600×600
土砂堆積厚
① t=430
② t=600
③ t=500
④ t=400
⑤ t=450
- 横断溝 W=300, L=2700 (枿部分L=400含む)
土砂堆積厚 横断溝部分 t=200
枿部分 t=700
- 管渠 φ 150

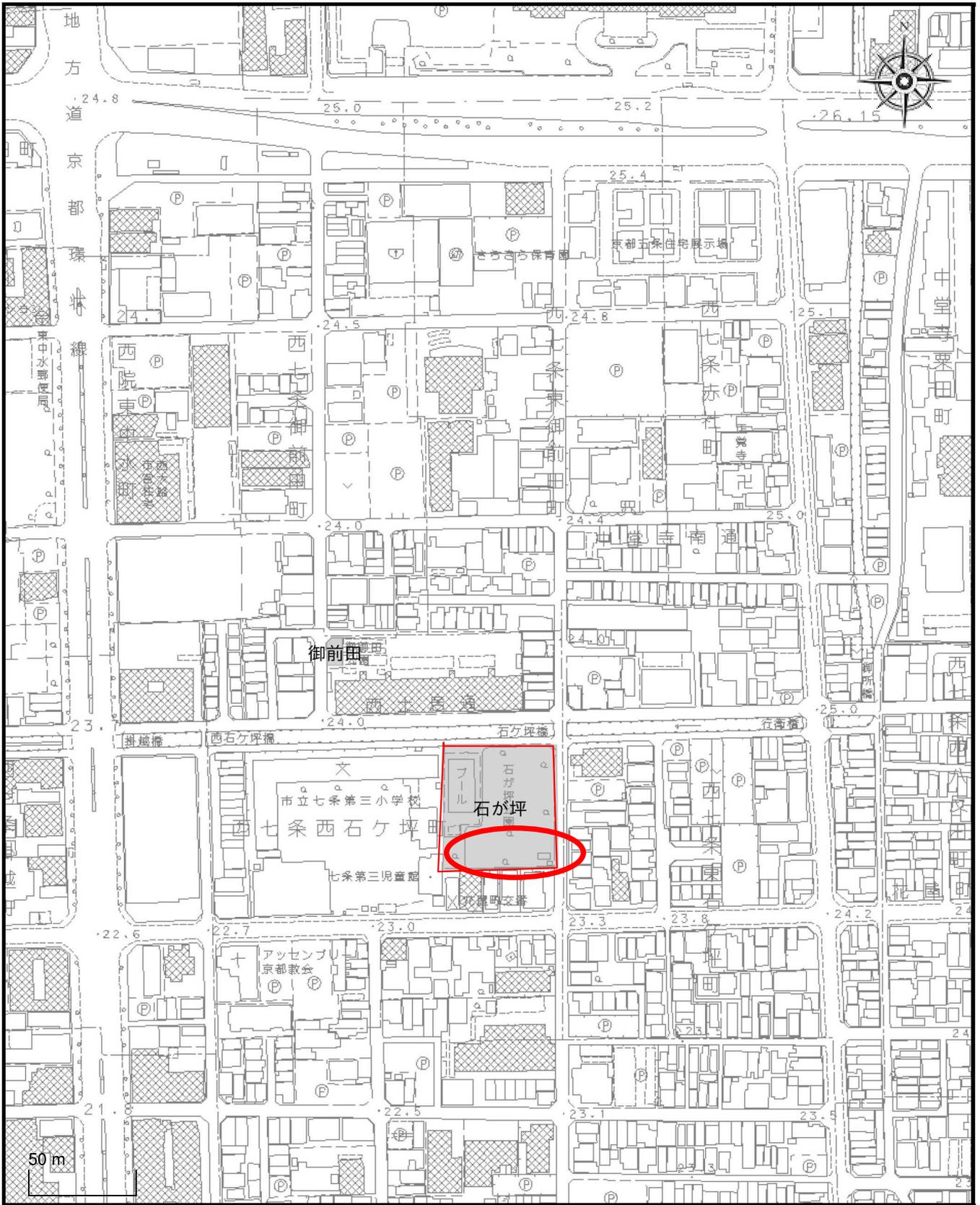
区号	名称	規格	材質	数量	単位	備考
田	敷米床			7	基	
田	止水壁	40A		4	基	
田	水取場			2	基	
---	給水管布設	H140		855.6	匹	
---	柵	集水柵		46	基	
---	横断溝			11	基	
---	管渠	VP		734.2	匹	

- 集水枿清掃 N=5箇所
- 横断溝清掃 N=1箇所
- 管渠清掃 L=45m

現況写真 (光徳公園)



箇所図
石が坪公園





側溝 W=250, L=22000
土砂堆積厚 t=100



西側起点樹 400×350
土砂堆積厚 t=200

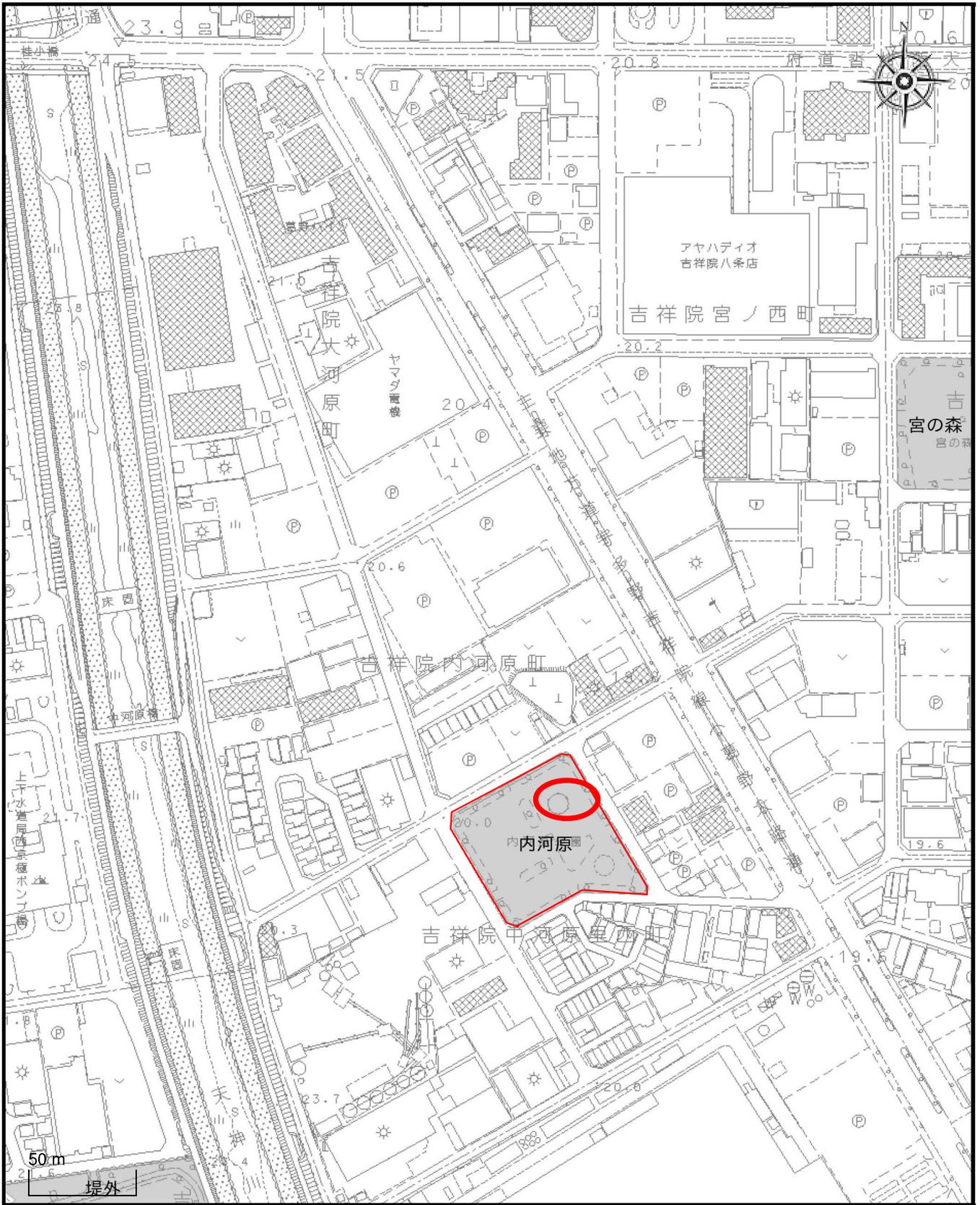


東側終点樹 400×350
土砂堆積厚 t=200



横断溝 W=300, L=5000
土砂堆積厚 平均t=250

箇所図
内河原公園



1 / 2500

作業箇所

